

3 療育手帳

療育手帳の交付を受けることにより、一貫した指導や相談を受けることができ、年金や手当、医療費の助成などの各種援助、税金の控除などの制度を利用することができます。

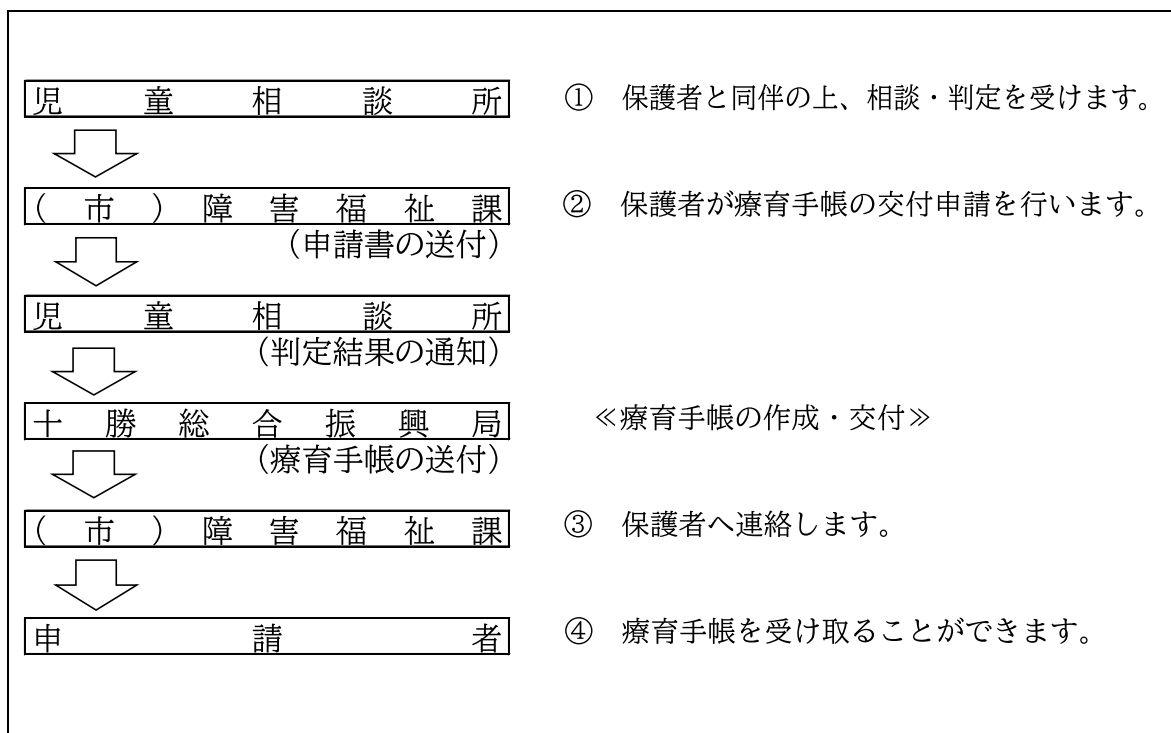
1 療育手帳の交付手続きなど

1. 療育手帳の 交付申請 <新規申請>	療育手帳の交付を受けるには、まずどのような障害の状態にあるのか判定を受け、その後に交付の申請をします。 * 18歳未満の児童は、児童相談所で判定を受ける。 * 18歳以上の方は、当市で行われる巡回相談（年3～4回）か、道立心身障害者総合相談所（札幌市）に来所の上で、判定を受ける。	
	持参するもの	① 写真1枚 （縦4cm × 横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの
2. 障害の程度が 変わったとき <再交付申請>	手帳の交付を受けた後、障害の程度が変わった（A→B、B→A）場合、再交付の申請をしてください。	
	持参するもの	① 写真1枚 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの （縦4cm × 横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ③ 療育手帳
3. 手帳を紛失 破損したとき <再交付申請>	手帳の再交付を受けることができますので申請をしてください。	
	持参するもの	① 写真1枚 ② 個人番号（マイナンバー）のわかるもの （縦4cm × 横3cm、上半身無帽、カラー・白黒可） ③ 破損の場合は療育手帳を持参
4. 本人及び保護 者の住所・氏 名が変わった とき <記載事項変更届>	変更の手続きを行ってください。	
	持参するもの	① 療育手帳
5. 手帳の返還 <返還届>	障害がなくなったとき、または死亡されたときは必ず手帳を返還してください。 なお、手帳を紛失されている場合はお申し出ください。	
	持参するもの	① 療育手帳
6. 手続・問合せ先	（市）障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4147	

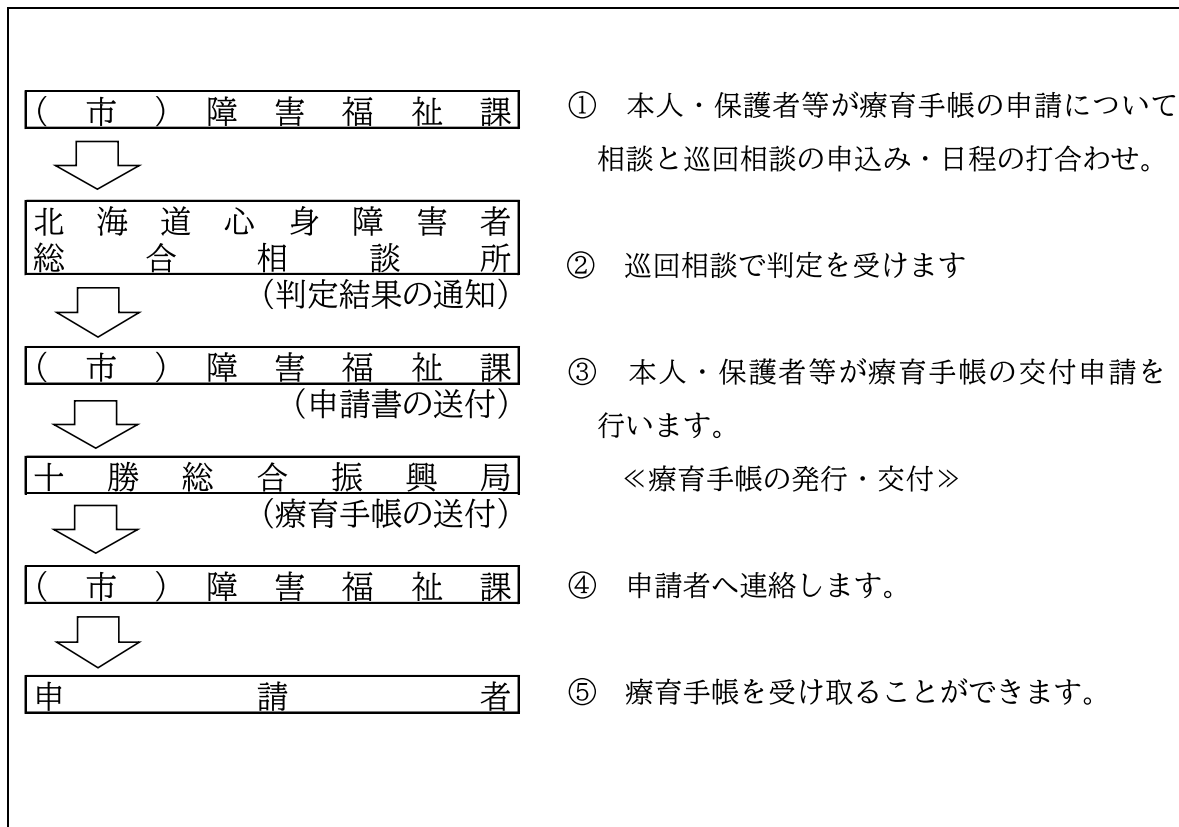
2 療育手帳が交付されるまで

手帳の申請から交付までには約1～2カ月ほどかかります。

(1) 18歳未満



(2) 18歳以上



3 療育手帳の説明

1枚目表1P目

療育手帳	
北海道 第〇〇〇〇〇号 令和〇〇年〇月〇日 交付	
(写真)	旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第1種
	氏名 十勝 太郎 昭和〇〇年〇月〇日生 北海道 印

2P目

判定の記録(1)	
障害の程度 (総合判定)	合併障害 第 号 (身体障害 級) 判定年月日 令和8年8月22日 次の判定年月 令和10年8月 判定機関 帯広児童相談所
判定の記録(2)	
障害の程度 (総合判定)	合併障害 (身体障害 級) 判定年月日 次の判定年月 判定機関

3P目

判定の記録(3)	
障害の程度 (総合判定)	合併障害 (身体障害 級) 判定年月日 次の判定年月 判定機関
判定の記録(4)	
障害の程度 (総合判定)	合併障害 (身体障害 級) 判定年月日 次の判定年月 判定機関

4P目

本人	性別	男
帯広市西〇条南〇丁目〇〇		
居住所		
帯広市西〇条南〇丁目〇〇		
現住所		
備考		

2枚目表1P目

保護者		
氏名	続柄	職業
十勝 一郎	父	
帯広市西〇条南〇丁目〇〇		
住所		
予備欄 <交付事由> 令和〇〇年〇月〇日		

2P目

北海道 第〇〇〇〇〇号 (氏名 十勝 太郎)	
(有料道路割引)	
道路 介護	(自動車のナンバー) 〇〇年〇〇月〇〇日まで有効
申請によりシールを貼られ、適用を受けられます。	

3P目

第1種は「介護」 の記載あり

4P目

北海道 第〇〇〇〇〇号 (氏名 十勝 太郎)

上記の該当項目		説明・内容
①	②	
障害の程度	種別	
A	第1種	障害程度が重度のことです。 (おおむねIQ35以下で日常生活に介助を必要とする方です。) 重度の障害のため、交通機関(バス、列車など)を利用する際、<u>本人と介護者の運賃が割引になります。</u> また、単独での利用でも割引になります。
B	第2種	障害程度が中度または軽度のことです。 (中度 ～ おおむねIQ50以下) (軽度 ～ おおむねIQ75以下) 交通機関(バス、列車など)を利用する際、<u>本人のみ運賃が割引になります。</u>